

# いい街こまつプレミアム<sup>2024</sup> 取扱店を募集します

**募集期間** 1次募集:R6/3/18(月)~3/31(日) / 2次募集:R6/4/1(月)~4/19(金)  
 (2次募集以降(R6/4/20~)は、追加募集となり随時受付となります)

※追加募集での認定の場合、認定までに30日程度を要する場合があります。また、市HPの取扱店一覧には掲載されますが、商品券販売時に設置する「取扱店一覧表(印刷物)」に掲載されません。

小松市では、市民生活の下支え・賑わい創出・地元経済活性化のために、市民の皆様にはプレミアム付商品券を販売します。

つきましては、商品券を利用できる取扱店を募集しますので、対象となる店舗や施設の方は、ぜひ申請ください。

## 令和6年度「いい街こまつプレミアム」について

- ・今回は紙の商品券です(換金は電子換金で処理します)
- ・14,000円分(1,000円券×14枚)を10,000円で販売(1世帯2冊まで)
- ・50,000冊発行(7億円分)
- ・利用期間は令和6年5月20日(月)から令和6年9月30日(月)まで。



商品券イメージ

## 取扱店舗の募集概要 (詳細は、取扱店規約をご確認ください)

### 〔対象店舗・施設〕

次の①~③の業種で、小松市内の店舗や施設(詳細は裏面)

- ① 食料品、生活用品、電気製品、ガソリン、量販店などの小売業
- ② 理容・美容、クリーニング、スポーツ施設などのサービス業
- ③ 飲食店、観光施設、宿泊施設、タクシー・運転代行など

※小松市内に本店等があることが原則ですが、市外本店等でも対象となる場合があります。(詳細は裏面)▶▶▶

今回は、市外に本店等がある大手量販店も、小松商工会議所の会員であれば対象になります



小松市イメージキャラクター カブッキー

### 〔登録申請方法〕

- ・1店舗毎に、登録申請書に必要事項を記入の上、小松商工会議所まで提出ください。(Eメール推奨)
- ※前回の令和5年に取扱店登録されていた方については、「取扱店継続意思確認書」の提出のみで可。
- ・申請書の様式や取扱店規約等は、市のウェブページからダウンロードできますので、ご確認ください。
- ・登録や換金に伴う手数料は無料です。
- ・申請いただいた場合は、審査の上、後日、認定書を送付します。(マニュアル等も送付します。)

### 〔取扱店で準備いただくもの〕※換金を電子処理するために必要。(スマホ等は換金処理時のみ必要)

- ① Eメールアドレス(キャリアメール以外を推奨(店舗独自のドメイン,Gmail,Yahooメールなど))
  - ② インターネットに接続可能なスマートフォン(Android,iPhone)またはタブレット端末(Android,iPad)
- ▶①及び②をご用意できない等の場合は、1か月に1回、市役所に商品券を持参して電子換金処理ができます(持参日時は事前予約が必要)。希望される場合は、申請書の該当項目に○を記入ください。

## 換金について

〔換金処理〕商品券に印字されている二次元コードをスマホ等で読み取る方法で行います。(詳細は裏面)

〔振込〕取扱店申請時にご指定いただいた口座に振り込まれます。

〔振込時期〕期間中に電子換金処理されたデータを月2回の締め日を設け、振込。  
 (15日締め→月末までに振込)(月末締め→翌月15日までに振込)

規約や申請様式などは、こちらのウェブページをご覧ください



### 問合せ

〔申請書提出先〕 小松商工会議所 〒923-8566 小松市園町二1  
 ☎0761-21-3121 E-mail: emachi@komatsu-cci.com

〔その他事業全般〕 小松市商工労働課 〒923-8650 小松市小馬出町91  
 ☎0761-24-8074 E-mail: e-machi@city.komatsu.lg.jp

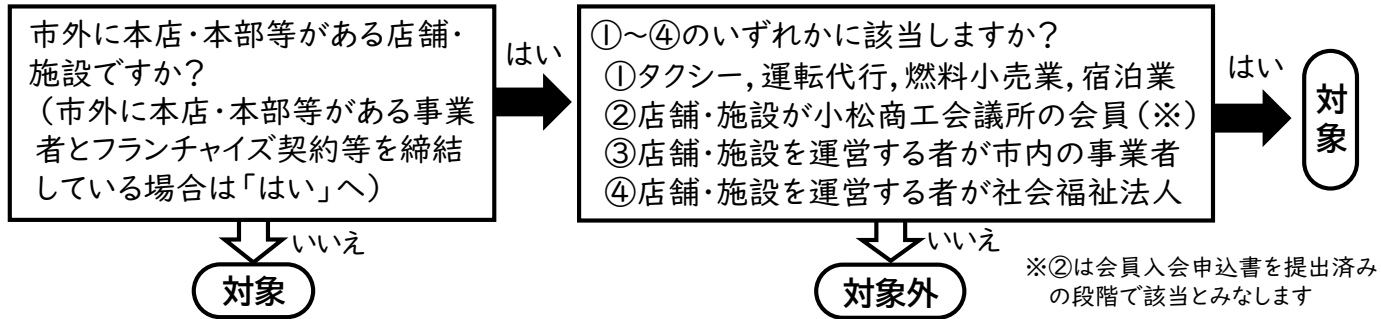
# 取扱店となる店舗・施設の条件 (詳細は、取扱店規約をご確認ください)

## 〔対象業種〕※小松市内の店舗・施設に限る

|                        |  |
|------------------------|--|
| ① 食料品、生活用品などの小売業       | 衣料品・呉服・寝具・手芸材料, 医薬品(処方箋を除く)・化粧品, 石油・ガソリン, 宝石・時計・眼鏡・補聴器, 電気製品・通信機器・ミシン, スポーツ・レジャー・ペット販売, 家具・莫産・インテリア, 各種食料品, 酒, 米穀類, 文具・OA機器, 玩具・音楽・書籍, 日用雑貨・金物, 花・植木・種子, 九谷焼・美術・漆器, 土産物・贈答品, 自動車・自転車・農機具, コンビニ, 百貨店・総合スーパー, ドラッグストア, ホームセンターなど |
| ② 理容・美容、スポーツ施設などのサービス業 | クリーニング, カメラ・写真, 理容・美容・エステ, 公衆浴場, スポーツ施設, 旅行, 観光施設, ビリヤード・ダーツ, 囲碁・将棋所, カラオケボックス など  |
| ③ 飲食店、宿泊施設など           | 飲食, 旅館・ホテル, タクシー, 運転代行 など  |

※「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」の適用を受ける営業を行う店舗は対象外ですが、同法第2条第1項第1号～第3号、第11項に該当するものは対象となります。(スナック、バー、ナイトクラブなど)

## 〔小松市外に本店・本部等がある取扱店の対象・対象外について〕



## 〔商品券が使用できないものについて〕

|   |   |
|---|---|
| 1 | 出資や債務の支払(税金, 振込代金, 振込手数料, 保険料, 電気・ガス・水道・電話料金等)                                  |
| 2 | 有価証券, 金券, 商品券(ビール券, 清酒券, お米券, 図書券など), 旅行券, 乗車券, 切手, はがき, 印紙, プリペイドカード等の換金性の高いもの |
| 3 | 宝くじ, スポーツ振興くじ, 公営競技(競馬, 競輪, 競艇, オートレース)への支払                                     |
| 4 | たばこ事業法(昭和59年法律第68号)第2条第1項第3号に規定する製造たばこ(電子たばこを含む)                                |
| 5 | 土地・家屋の購入, 家賃・地代・駐車料(一時預りを除く)等の不動産に関わる支払   |
| 6 | 事業活動に伴って使用する原材料, 機器類又は商品等   |
| 7 | 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの   |
| 8 | 医療機関等における診察料等(処方箋による薬剤代を含む)   |
| 9 | その他, 市長が適当でないとするもの  |

## 取扱店での決済や換金の流れ (詳細は、取扱店規約や取扱店認定後に送付するマニュアル等をご覧ください)

### (1) 買い物→決済

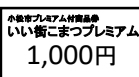
・取扱店は商品券(紙券)を受け取り決済してください

・商品券は1枚で1,000円分です

・おつりは出ませんので、1,000円以上で取引ください

・不足分は現金等で受取ください

・決済時にスマホ等は不要



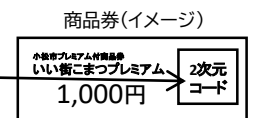
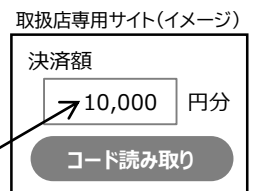
### (2) 換金処理

① 取扱店に登録されると、電子換金処理するために必要な取扱店専用サイトにログインするための情報がメールで届きます。

② スマホ等から専用サイトへログインして、換金したい商品券の合計金額を入力。

③ 「コード読取」でスマホ等のカメラが起動し、商品券の2次元コードを読取り、確定する。

〔1枚読取後に、追加読取ボタンを押すと2枚以上を連続して読取できます。〕



※換金処理は、毎日や週1等、取扱店の任意のタイミングで実施  
※スマホが無い店舗等は、「市に持参し換金」で取扱店申請可能